

○津軽広域連合議会傍聴規則

(平成10年 2 月26日議会規則第 2 号)

改正 令和 7 年 2 月18日議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の申込み)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第 1 号）又は傍聴証（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 4 条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 団体に傍聴しようとする場合には、傍聴券はその代表者又は責任者に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第 5 条 傍聴証は、報道関係者で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、議長が定める期間を通じて傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体の場合には、傍聴券に団体名、傍聴人員並びにその代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 7 条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第 8 条 傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴人の制限)

第 9 条 傍聴席の都合により議長は傍聴人員を制限することがある。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(傍聴席の不許可)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

- (4) 拡声器、笛、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 小学校就学前の児童は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、パーソナルコンピュータ、タブレット端末等（以下「携帯電話等」という。）を携帯する場合は、あらかじめ電源を切り、これらを使用しないこと。
- (8) 前号の規定にかかわらず、報道関係者にあつては、音を発しない措置をとっている場合に限り携帯電話等を使用することができる。ただし、当該携帯電話等による通話を除く。
- (9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、なおその命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年2月18日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表面）

第 号 津軽広域連合議会 傍聴券 （有効期日） 年 月 日 津軽広域 連合議会 議長之印 （団体の場合にはその 代表者又は責任者） 傍聴人 氏名	第 号 年 月 日 （団体の場合にはその 代表者又は責任者） 団体名 （傍聴人員 名） 傍聴人 住所 氏名
--	--

（裏面）

- 傍 聴 人 心 得
- 一 この傍聴券は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- 一 次の各号のいずれかに該当する人は、傍聴することができません。
- (1) 銃器その他危険なものを持っている人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を持っている人
- (4) 拡声器、笛、太鼓等を持っている人
- (5) その他議長が不適當と認めた人
- 一 傍聴人は、傍聴席にいたるときには、次の事項を守らなければなりません。
- (1) 議場における言論に対して拍手等により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、議事の妨げになるような行為をしないこと。
- (5) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 一 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければなりません。
- 記載上の注意事項
- 一 傍聴人は、本券にその住所及び氏名を記入して下さい。
- 二 団体の場合には、団体名、傍聴人員並びにその代表者又は責任者の住所及び氏名を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

← 9 cm →

第	号	津軽広域連合議会傍聴証	
		事業所名 職 氏 名	
有効期間		年 月 日より	6 cm
		年 月 日まで	
		年 月 日	
		津軽広域連合議会議長	印

（裏面）

注 意 事 項
1 この傍聴証は、有効期間中のみ使用することができます。
2 有効期間経過後は、速やかに連合議会事務局にこの傍聴証を返還してください。
3 この傍聴証は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
4 この傍聴証を紛失し、又はき損したときは、速やかに連合議会事務局まで届け出て再交付を受けてください。
5 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければなりません。